【基本的な方向性】1「食」の大切さについての理解と実践

■基本施策 1 心身の健康を支える食育の推進

主要事業(ア) 食育に関する意識啓発

<主な取組>○あさひかわ食育推進月間の実施 ○食育に関する各種講座等の開催 ○食事バランスガイド等の普及 ○ホームページや各種メディア等を通じたPRの実施

主要事業(イ) ライフステージに応じた食育の推進

く主な取組>○ライフステージに合わせた各種講座、普及啓発の実施○食機能に合わせた食品の加工販売の支援

主要事業(ウ) 食生活と健康に関する知識の習得と実践への支援

<主な取組>〇食生活や健康に関する出前講座の開催 〇生活習慣病予防のための健康講座等の開催 〇健康相談、栄養相談、歯科相談の実施

※重点テーマに関連した取組については、表の右端に関連するテーマの番号を記載しています。

- ① 朝食摂取率の向上(特に,子供及び20歳代~30歳代の若い世代)
- ② 食塩摂取量の減少
- ③ 野菜摂取量の増加

令和7年4月1日現在

										ኮሎ/ ተቀጠ	一一九江
No.	該当す る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月間の 取組 マーマ
1	1-1-(イ)	健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)	市民	ミつける健 幸講座 (旧事業名: 健康・食育 出前講座)	参集型	生活習慣病等の疾患の予防のため、生活習慣について正しい知識の普及を企業や地域等の団体、学校等において実施した。 併せて、旭川市食育推進計画に基づき、食生活と健康について、市民の要望に応じて知識の習得と実践に向けた講座を実施した。 実施回数:60回参加者数:2826人	参集型	慣について正しい知識の普及を企業や地域等 の団体、学校等において実施する。	組織改編により、食育出前講座と出前健康講座を一本化したことで窓口集約につながるとともに、講話の選択枝を広げることができ、無関心層に普及啓発する機会となった。 また、団体の依頼で実施する回数が多いため、必要な対象層への働きかけ等を検討する必要がある。	より多くの機会を設けるとともに、ICTを活用 するなどの効果的な普及啓発を実施する。	O (2) (3)
2	1-1-(ア)	健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)	市民	食事バラン スガイドの 普及啓発	その他	市民が食事バランスガイドを活用した食育を 実践できるよう、リーフレットを作成し、食育出前 講座や食育関連行事において普及啓発を図っ た。 今年度の配布枚数:931枚	その他	市民が食事バランスガイドを活用した食育を 実践できるよう、リーフレットを作成し、食育出前 講座や食育関連行事において普及啓発を図 る。	食事バランスガイドの普及率は低く、食育推進のために更なる普及・活用が求められる。食育への関心が低い市民については、接する機会も低いため、日常生活の中での啓発を図るなど工夫が必要である。	飲食店等での掲示物や食生活改善協議会への委託事業である地域講習会、イベント等で、 多くの事業で配布するなど市民へ普及させていく。	0 3
3	1-1-(ア)	健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)	市民等	食育ホーム ページ等を 通じたPR	オンライン型	令和6年1月に開設したInstagramアカウント、「旭川市の食育」において、旭川市立大学短期大学部・岸山ゼミの協力による簡単朝ごはんレシピや食育イベント、健康情報を発信し、食育の普及啓発を行った。また、ホームページでも同様に各種イベント情報等の発信を行った。	オンライン型	の允美に加え、Instagramアカリントの連用を継	ホームページやInstagramの閲覧数増加を目的として、母子健康診査時や各種教室の際に配付する資料等に二次元コードを掲載しており、Instagramのフォロワー数は着実に増加している。今後もさらなる周知に努める。	旭川市のホームページだけでなく、ソーシャ ルメディアの活用も積極的に行い、発信力を高 める。	O (2) (3)
4	1-1-(ア) 1-2-(ア) 1-3-(イ) 5-10- (ア)	健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)	士尼华	あさひかわ 食育推進月 間	その他	市民が食や健康に対する意識を高め、家庭における食育が広く実践されるよう、8月、9月を「あさひかわ食育推進月間」とし、市や関係団体等が連携して食育を普及した。また、食育及びあさひかわ食育推進月間の普及啓発のためのリーフレットを作成し、関係機関及び団体の協力を得て2,300枚を配布することができた。加えて、市ホームページにもリーフレットを掲載した。	その他	寺が連携して良有を音及りる。 食育及びあさひかわ食育推進月間の普及啓 発のためのリーフレットの作成及び配布	関係機関・団体等の協力により、多くの市民に 食育の普及・啓発を図ることができた。 今後は更なる食育の普及のため、関心が薄い 市民の目に触れる機会を増やす工夫が求めら れる。	給食施設等の協力により発信される給食だよ りへの掲載だけでなく、イベント等で積極的な 啓発・周知に努める。	O (2) (3)

No.	該当す る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月 間 の 取 組
5	1-1-(ア) 1-1-(イ) 1-1-(ウ)	健康保健部健康推進課	市民 • 団体	歯業部保議る通に報料や地域推に業力に対している。というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	その他	歯や口の健康づくりを通じ、市民の食育に対する意識や関心を高める。 (1)歯の健康キャンペーン 9月21日(土) ~パネル展示や栄養相談コーナーの設置、食育リーフレット等の配布 (2)上川中部地域歯科保健推進協議会等と連携した啓発事業等の実施 (3)8020パネル・ポスター展 11月8日~14日 旭川市役所総合庁舎1階 (4)健康診査、健康相談、健康教育等における歯や口の健康づくりと食育に関する情報の提供	参集型	(9月23日(火・祝)) (2)上川中部地域歯科保健推進協議会と連携	歯や口の健康づくりに関する事業において、 ゆっくりよく噛んで食べるなどの食べ方や、食べ ることと心身の健康のつながりについて理解を 促進することで、食育と歯科保健に対する意識 や関心を相互に高める。 より多くの市民に適切な情報提供ができるよう、 実施方法や内容、周知方法等を工夫していく。	健康寿命の延伸につながる食育を推進していくうえで、「噛む」「飲み込む」といった口腔機能が十分に発達し維持されることが重要であることから、引き続き関係機関・団体等と連携し、歯科口腔保健を通じた食育の取組を推進する。	0
6	1-1-(ウ)	健康保健部 健康推進課 健康づくり担 当 (おやこ応援 課)		乳幼児健診 (栄養指導)	参集型	個別栄養指導 4か月児健診:58回 個別40人、集団1,419人 1歳6か月児健診:64回 個別119人 集団1,604人 3歳6か月児健診:61回 個別41人 集団1,825人	参集型	4か月健診児: 集団指導、個別栄養指導 57回 1歳6か月児健診: 個別栄養指導、リーフレット配付 59回 3歳6か月児健診: 個別栄養指導、リーフレット配付 61回	乳幼児の月齢に応じて食生活のポイントを中 心に保護者へ伝え、正しい食習慣が身に付くよ う支援した。	食に関する様々な疑問や不安を解消し、正し い食習慣が身に付くよう支援する。	0 1
7	1-1-(イ) 1-1-(ウ)	健康保健部 健康推進課 健康づくり担 当 (おやこ応援 課)	の保護	乳幼児栄養 相談	参集型その他	乳幼児健康相談(子育で相談)※相談希望者 33回 乳児67人 幼児45人 定例外相談 乳児23回45人 幼児10回10人 電話相談 乳児21人 幼児15人 訪問指導 乳児8人 幼児2人	参集型 その他	乳幼児健康相談(子育て相談) 33回 ※相談希望者 定例外、電話相談、訪問指導 随時	児の食事に関する不安や悩み等に対応し、保護者が正しい知識や理解を持つことで、乳幼児に正しい食習慣が身に付くよう支援した。	食に関する様々な疑問や不安を解消し、正し い食習慣が身に付くよう支援する。	0
8	1-1-(ア) 1-1-(イ) 1-1-(ウ)	健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)	市民	きづきplus +~若い世 代の健康意 識づくりプロ ジェクト~		測定機器(推定野菜摂取量)を活用し、健康状態の「見える化」および、野菜摂取の方法や食事内容、摂取目標量についての健康教育と相談を行う。 大学、専門学校等:13回 560人子育て支援センター等:5回 65人	参集型その他	測定機器(推定野菜摂取量)等の活用により、健康状態の「見える化」および、食事や運動等の生活習慣に関する健康教育と健康相談を行う。 ・健康教育・相談 大学、専門学校等:13回 子育て支援センター等:5回 食品小売店:6回	「見える化」とあわせて健康教育と相談をすることで、対象者が実感して学ぶ機会となった。 包括連携協定の活用などによる、協力団体、実		0 3
9	- -(プ) 1	健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)	市民	あさしお適 塩ライフ	参集型	食料品販売店と行政が連携し、適塩に関する正しい情報提供や減塩食品の試食を体験できる場を設けること等により、市民が食料品購入の場で自然と適塩を意識できる食環境づくりを行う。 健幸イベント開催:1回 91名	参集型 その他	食料品販売店と行政が連携し、適塩に関する正しい情報提供や減塩食品の試食を体験できる場を設けること等により、市民が食料品購入の場で自然と適塩を意識できる食環境づくりを行う。 ・健幸イベント開催:6回・コープさっぽろ店内で適塩に係る掲示物の設置。 ・減塩の重要性及びその実践に向けた工夫等に関する情報を旭川市の食育Instagramやホームページで発信する。	令和6年度は令和7年度に向けたプレ実施としてイベントを1回開催した。事前周知により、予想以上に多くの方が来場され、試食や試飲、適塩アドバイス等をとおして、適塩について学んでいただくことが出来た。 イベント開催に当たっては多くの来場者に対応できるよう人員配置を見直す。	イベント開催に加え、適塩に関する掲示物を一定期間、食料品販売店内に設置することや、食育Instagramやホームページにおいて情報発信をすることで、市民が食料品を購入する際に、減塩食品や食品の栄養成分表示に目が向きやすくなるような支援を行う。	

【基本的な方向性】1「食」の大切さについての理解と実践

■基本施策 2 家庭における食育の推進

主要事業(ア) 家庭における子供への食育の推進

<主な取組>〇朝食摂取促進に向けた普及啓発 〇親(保護者)や子供を対象とした講座や料理講習会等の開催 〇離乳食の進め方や幼児期のレシピの紹介 〇共食推進のための普及啓発

主要事業(イ) 食や料理に関する知識と技術の向上

No.	該当す る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月間 の 取組
10	1-2-(ア) 1-2-(イ)	健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)	市民	食を育む料 理教室	参集型	調理実習を通じて、具体的な調理法や望ましい食習慣、食の選択力を学ぶとともに、食育について理解を深めるため料理教室を開催した。 ・内容:栄養士講話、調理実習 (1)チャレンジクッキング(全3回予定のところ2回終了) 小学4~6年生対象 全3回、63人 (2)野菜料理教室 市民対象 全2回、40人	参集型	ついて理解を深めるため料理教室を開催する。	野菜料理教室は、応募者数を増やすため、更なる周知の工夫が必要である。 チャレンジクッキングについては、応募者数が 定員24名に対し全3回とも上回り、興味関心の 高い事業となっている。 調理未経験者も多数参加しているが、皆、楽 しそうに体験することができ、食への興味関心 につなげることができた。	個々人が、食への興味関心を高めるとともに、調理技術や食の選択力を身につけることをテーマに実施する。	O 2 3
11	1-2-(ア) 1-2-(イ)	健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)	乳幼児 の保護 者	離乳食教室	参集型	離乳食の必要性や子どもの月齢に応じた食事 の形態、調理法等を学び、子どもの望ましい食 生活に結びつくよう支援する。 前期離乳食 8回 146人 後期離乳食 4回 41人	参集型	離乳食の必要性や子どもの月齢に応じた食事の形態、調理法等を学び、子どもの望ましい食生活に結びつくよう支援する。(全12回) (前期離乳食(8回)、後期離乳食(4回))	子どもの食事のスタートとなる離乳食を通して、食事の基本を学ぶ良い機会となっている。 離乳食については、成長にあった食事を提供する必要があることから、定期的に実施する。 前期の講座と比較して後期の講座の参加者数が少ないため、今後の開催方法について検討する。	離乳食の期間は、保護者の悩みや戸惑いも 多いことが推察されるので、適切な月齢に希望 者が受講できるような回数を維持するとともに、 参加者のニーズにあった教室運営ができるよう アンケート調査の結果を基に今後の教室の内 容について検討を行う。	0 1
12		健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)	市・児	旭川市食生活改善地域講習会	参集型	市民の健康の保持増進を図るとともに、健康づくり推進事業の一翼を担う食生活改善推進員の自主的な実践活動の場として、地域講習会を開催した。 ・会場:市内一円(公民館、住民センター、保育所等) ・契約回数:年30回 ・内容: (1)生活習慣病予防(市民対象):3回65人講話、調理実習 (2)フレイル予防(市民対象):3回53人講話、調理実習 (3)フレイル予防(市民対象):12回197人講話 (4)食育遊び(未就学児対象):12回378人5つの力、3色栄養、食育かるた等	参集型	保育所等) ・契約回数:年30回 ・内容: (1)フレイル予防(市民対象):6回 講話、調理実習	例年、未就学児対象については、保育所・幼稚園で実施しており、各施設から好評である。 市民対象の講習内容を生活習慣病予防とフレイル予防に分け、講習会を実施しているが、参加者は高齢者層が多く占める現状にあり、中高年の集客に課題が見られた。 市民対象のアンケート結果では、比較的満足度の高い傾向にある。	今年度より、本市の健康課題である高齢者の低栄養予防に注力し、テーマを「フレイル予防」に一本化して実施する。生活習慣病予防については、健康イベント等において、旭川食生活改善協議会と協働し、食生活改善に向けた普及啓発を引き続き行う。 市民への事業周知や集客の強化を図るため、地域包括支援センターや老人クラブ等への広報活動に注力し、外部機関との連携を図る。市民の健康保持増進及び食育の推進のため、引き続き食生活改善協議会へ委託し、継続して実施する。	O (3)
13	1-2-(イ)	健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)	市民	料理レシピの作成・紹介	オンライン型	簡単で栄養バランスがとれた料理のレシピを、 食育ホームページ等で紹介した。	オンライン型		調理実習に来所できない方に対しても情報提供することができる。レシピ数が増えるに伴い、 目当てのレシピを探しにくくなってしまうため、ま とめ方の整理が必要。	様々な教室で使用したレシピを追加し内容の 充実を図るとともに、ソーシャルメディアへの掲 載等による閲覧機会の増を目指す。	0 2 3

【基本的な方向性】 1 「食」の大切さについての理解と実践

■基本施策 3 地域における食育の推進

主要事業(ア) 食育を推進する人材の育成と活用の促進

<主な取組>〇食生活改善推進員の養成と活動の推進 〇人材を活用した講習会等の開催

主要事業(イ) 食育普及啓発活動の推進

<主な取組>O関係団体等による普及啓発活動

主要事業(ウ) 食環境の整備

<主な取組>〇あさひかわ食の健康づくり応援の店の推進 〇地域における共食の機会の提供 〇給食施設における適切な衛生・栄養管理の推進

No.	該当す る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月 間 の 取 組
14	1-3-(ア)	健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)	市· 食生活推 食生善員	食生活改善 推進員の養 成・育成	参集型	食や健康に関する知識を有する食生活改善推進員を養成し、地域における食生活改善の普及啓発活動を効果的に推進する。 ・食生活改善推進員養成講座の実施 1回(修了者数11名) ・食生活改善推進員スキルアップ講座の実施 2回103人 ・旭川食生活改善協議会との連携	参集型	及啓発活動を効果的に推進する。 ・食生活改善推進員養成講座の実施(1回) ・食生活改善推進員スキルアップ講座の実施	養成講座は、周知に努めているが受講者数を増やすために更なる工夫が必要。 スキルアップ講座については、それぞれの活動の励みになる、新しい知見を身に付けることができる等やりがいにつながるような内容を実施する必要がある。	「あさひかわ健幸アプリ」の通知機能を活用するなど周知を強化し、養成講座の受講者増加を目指す。 また、現推進員の資質向上を図るためスキルアップ講座を継続して実施する。	2 3
15	1-3-(イ)	全部局	市民	団体等によ る啓発活動	参集型 オンライン型 その他	食育に関連する様々な団体による啓発活動の 実施	参集型 オンライン型 その他	食育に関連する様々な団体による啓発活動の 実施	継続した取組がなされている。	今後も継続的な取組を行う必要がある。	0
16	1-3-(ウ)	健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)	市民 • 事業者	「あさひかわ 食の健康づ くり応援の 店」の推進	その他	食品選択や外食をする際に適切な量と質の食事を確保しやすくなるよう、「あさひかわ食の健康づくり応援の店」を推進した。また、登録店に食育に関する掲示物を配布し、店頭での食育情報発信を依頼した。 「あさひかわ食の健康づくり応援の店」30件(1)栄養成分表示の店 7件(2)ヘルスサポートレストラン 28件※(1)、(2)は重複あり	その他	食品選択や外食をする際に適切な量と質の食事を確保しやすくなるよう、「あさひかわ食の健康づくり応援の店」を推進する。飲食店には登録を働きかけるとともに、市民には活用を促す。 (1)栄養成分表示の店 (2)ヘルスサポートレストラン	食や健康への関心の高さに関係なく、食品選択や外食をする際に適切な量と質の食事の確保の一助となる。 登録店が一定数なければ活用が難しいため、他部局とも連携を図り登録店を増やすための取組を強化する必要がある。	特に二つ星以上の登録店が増えるよう、飲食店に働きかけるとともに、市民に対しては、事業の普及と登録店の積極的な利用を働きかける。	O 2 3
17	1-3-(ウ)	健康保健部 健康推進課 (健康づくり担 当)		給食施設等 の指導		健康増進法に規定する特定給食施設等を対象に、巡回指導や研修会、栄養管理報告書の提出等を通じて、適切な栄養管理等について指導する。 (1)巡回指導:83施設 (2)給食担当者対象研修会:1回 (3)栄養管理報告書:年1回 215施設	参集型その他		巡回の必要性が高い給食施設を整理し、優先 的に支援を行うことで、適切な給食管理がなさ れている施設の増加に努める。	今後も各施設において適切な栄養管理等が なされるよう、効果的な指導に努める。	0 3

■基本施策 4 学校や保育施設等における食育の推進

主要事業(ア) 学校における食に関する指導の充実

<主な取組>〇食に関する指導の充実 〇食の体験活動の推進 〇行事や給食だより、試食会等を通じた保護者への情報提供

主要事業(イ) 給食における地場農産物の活用促進

<主な取組>〇旭川産の米や米粉の活用 〇旭川産を中心とした各種の地場農産物の活用 〇生産者の講話と地場農産物の給食提供を通じた地場農産物への理解促進

主要事業(ウ) 保育施設等における食育の推進

<主な取組>〇食の体験活動の推進 〇給食を通じた食育の推進 〇保護者への食育に対する意識啓発 〇給食担当者への講習会開催 〇給食における地場農産物の使用促進

No	該当す る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月間の取れ	テ マ
18	1-4-(ア)	学校教育部 教育指導課	児童 ・ 生徒	体験活動の 推進	参集型 オンライン型 その他	学校訪問指導や教員研修等の中で、各教科等における食に関する指導や食の体験活動の充実が図られるよう指導・助言を行った。	参集型 オンライン型 その他	学校訪問指導や教員研修等の中での、各教科等における食に関する指導や食の体験活動で充実が図られるよう指導・助言に努める。	各教科等における食に関する指導の充実が 図られるよう、引き続き学校訪問や教員研修等 での指導・助言に努める必要がある。	継続予定		
19	1-4-(ア)	学校教育部 学校保健課	児童 ・ 生徒	食に関する指導の充実	その他	給食時間を中心に学校給食を生きた教材として活用し、特別活動や関連教科など教育活動全体を通して食に関する指導を推進するために、各小中学校で活用してもらう「給食指導資料」(各月の目標、毎日の献立、食に関する指導内容等を掲載)を作成し、各小中学校に配付した。	その他	給食時間を中心に学校給食を生きた教材として活用し、特別活動や関連教科など教育活動全体を通して食に関する指導を推進するために、各小中学校で活用してもらう「給食指導資料」(各月の目標、毎日の献立、食に関する指導内容等を掲載)を作成し、各小中学校に配付する。食育推進計画で課題となっている朝食、野菜、減塩等について指導資料年間計画に盛り込んで作成する。	「協力して準備、後片付けをしよう」、「食べものの働きを知ろう」、「よくかんで食べよう」、「旬の食べものを知ろう」など、児童生徒に分かりやすい指導資料を作成・配付し、食に関する指導の更なる充実に努めている。	継続予定	0 (1) 2) 3)
20	1-4-(ア)	学校教育部 学校保健課	生徒の	保護者対象 の試食会の 実施や保護 者への情報 提供	その他	・栄養教諭が「給食だより」(献立表・食に関する指導内容等を掲載)を毎月分作成し、各家庭に配付した。	その他	・栄養教諭が「給食だより」(献立表・食に関する指導内容等を掲載)を毎月分作成し、各家庭に配付する。	各学校において、給食だよりの作成・配付する など、家庭との連携を図っている。	継続予定 学校行事等を通した保護者対象の試食会な ど、学校、家庭及び地域の連携が推進される 取組の実施を検討する。	0	
21	1-4-(ア) 1-4-(イ)	学校教育部学校保健課		「郷土の旬を味わう日」の実施	参集型その他	(1)学校給食において、地場農産物の使用を通して児童生徒に郷土の食と旬の味覚を伝える取組を実施した。ア)旭川産りんご 10月3日、4日、10日、11日 2,611個市立小学校 51校で実施イ)旭川産ゆめぴりか米の価格高騰により今年度の事業中止 (2)学校給食を通して児童生徒に郷土の食と地域農業への理解と関心を深めてもらうために、農業生産者と子どもたちが交流する取組を実施した。ア)旭川産りんご 10月3日 1校で実施イ)旭川産米 10月29日 1校で実施イ)旭川産米 10月29日 1校で実施、学校給食への提供はなかったが、交流会のみ実施		組を実施する。 (2)学校給食を通して児童生徒に郷土の食と地	業生産者と子どもたちが交流する取組を実施している。 旭川産りんごや旭川産米の農業生産者との交流においては、授業時間を使い、生産している	米については給食で通常使用している精白 米とゆめぴりかの差額分を旭川米生産流通協		

No.	該当す る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月 間 の 取 組
22	1-4-(イ)	学校教育部 学校保健課	児童 生徒	学校給食に おける地場 農産物の活 用	その他	(1)旭川産の米、北海道産の小麦(いずれも 100%)を米飯、パン及び麺類に継続して使用している。 (2)北海道産の牛乳を継続して提供している。 (3)令和6年度のパン給食51回のうち、旭川産の米粉を活用した米粉パンを33回提供するほか、米粉を使用したメニューを提供している。 (4)年間を通して可能な限り地場農産物の使用を促進する。 ・「旭川産」と指定した農産物の発注及び納入 (特に8月~10月)。	その他	(1)旭川産の米, 北海道産の小麦(いずれも 100%)を米飯, パン及び麺類に継続して使用する。 (2)北海道産の牛乳を継続して提供する。 (3)旭川産の米粉を活用した米粉パンを継続して提供するほか, 米粉を使用したメニューの提供を行う。 (4)年間を通して可能な限り地場農産物の使用を促進する。 ・「旭川産」と指定した農産物の発注及び納入 (特に8月~10月)。	地場農産物の使用促進に努めているが、地場 産野菜の令和6年度年間使用割合(重量ベース) は、旭川産10.6%、近郊産22.0%、道内産40.9%、 国内産26.3%の実績である。 8~10月分については、旭川産14.2%、近郊産 34.0%、道内産49.7%、国内産1.9%であった。 本市の野菜は葉物野菜が多く、また、給食で は原則、加熱調理されたもののみの提供である ため、使用割合が増加しない状況である。	継続予定	3
23	1-4-(ウ)	子育て支援 部 こども保育課 (保事業 ター当)		保育施設における食育推進	その他	(1)食の体験活動 ・野菜の栽培・収穫の体験 ・果樹の栽培・収穫の体験 ・調理体験 (2)食育に対する意識啓発 ・児童に対する取組 (準備片付け、食器の持ち方の指導、食事のマナー、栄養講話、食育講座、クッキング等)・保護者に対する取組 (給食だより、食育だよりの配付、給食のレシピの紹介、展示食の掲示等) (3)試食会の実施	その他	(1)食の体験活動 ・野菜の栽培・収穫の体験 ・果樹の栽培・収穫の体験 ・調理体験 (2)食育に対する意識啓発 ・児童に対する取組 (準備片付け、食器の持ち方の指導、食事のマナー等) ・保護者に対する取組 (給食だより、食育だよりの配付、給食のレシピの紹介、展示食の掲示等) (3)試食会の実施	子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食に興味を持ち、食べることを楽しむことができること、また、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つこと等、保育施設における様々な活動の中で食育の推進が図られるよう努めている。	今後も各施設において、継続する。	03
24	1-4-(ウ)	子育て支援 部 こども保育課 (保育セン ター事業担 当)	給食 担当者	保育施設の 給食担当者 を対象とし た研修会の 実施	参集型	保育施設が行う給食管理や栄養管理、食育等に関する研修会の実施全3回(1)6月開催:77施設79人(2)9月開催:74施設78人(3)11月開催:53施設57人	参集型	保育施設が行う給食管理や栄養管理、食育等に関する研修会の実施全5回 (1)6月開催予定 (2)8月開催予定 (3)9月開催予定 (4)11月頃開催予定 (5)2月頃開催予定	保育施設に従事する栄養士や調理員等に対 し、給食管理や栄養管理等に関する必要な知 識を提供し、給食の質の向上に繋げていく。	今後も継続して実施する。	O (1) O (2) (3)

【基本的な方向性】2 環境に配慮した食育の推進

■基本施策 5 食品ロスの削減と食品リサイクルの推進

主要事業(ア) 食品ロス削減に向けた取組の推進

No.	該当す る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月間 の 取 組
25	2-5-(ア)	環境部 廃棄 課		食品ロス削減に向けた取組の推進	参集型 オンライン型 その他	(1) ポータルサイトやイベントを通じた食品ロス削減の周知啓発 ・食品ロス削減親子クッキング教室(8月) ・子供向け体験型イベント(10月) ・食品ロス削減調理レシピの募集 (2) 生ごみマイスター連絡会と連携した取組 ・生ごみ堆肥づくり講習会における食品ロス削減の呼びかけ(8回) (3) フードバンク団体と連携した取組 ・市総合庁舎でフードドライブを実施し、回収した食品をフードバンク団体に提供 (4) 事業系食品ロスの削減に向けた取組 ・飲食店・小売店等食品関連事業者に食品ロス削減に関するチラシを配布 ・食品ロス削減協力店を募集し、新規登録協力店にステッカーやPOP等の啓発資材を配付	参集型 オンライン型 その他	(1) ポータルサイトやイベントを通じた食品ロス削減の周知啓発 ・食品ロス削減親子クッキング教室(8月) ・子供向け体験型イベント(9月) (2) 生ごみマイスター連絡会と連携した取組 ・生ごみ堆肥づくり講習会における食品ロス削減の呼びかけ(4回) (3) フードバンク団体と連携した取組 ・市総合庁舎でフードドライブを実施し、回収した食品を旭川市自立サポートセンターやフードバンク団体に提供 (4) 事業系食品ロスの削減に向けた取組 ・飲食店・小売店等食品関連事業者に食品ロス削減のチラシを配布 ・食品ロス削減協力店を募集し、新規登録協力店にステッカーやPOP等の啓発資材を配付	ポータルサイトやイベントを通じた周知啓発、 フードドライブ、食品ロス削減協力店の取組等 により、食品ロス削減の必要性について、一定 程度、市民や事業者に浸透してきているが、市 民や事業者の関心をより一層高めていく必要が ある。	引き続き様々な機会を通じて食品ロス削減に ついての周知啓発を図っていく。	
26	2-5-(ア)	全部局 (環境部廃棄 物政策課)	関係団 体 ・ 市民	食品ロス削 減推進計 掲載事業の 推進	その他	関係部局及び関係団体と連携を図りながら、食品ロス削減推進計画で示した以下の基本施策に基づく各種取組を実施した。 (1) 食品ロスに関する意識の醸成 (2) 家庭での食品ロス削減の推進 (3) 事業系食品ロス削減の推進 (4) 未利用食品等の販売や再生利用 (5) 未利用食品等の循環による有効活用 (6) 食品ロスの認知度向上や削減に向けた積極的な情報発信 (7) 国及び北海道との連携 (8) 事業者や市民等との連携・協働	その他	関係部局及び関係団体と連携を図りながら、食品ロス削減推進計画で示した以下の基本施策に基づく各種取組を推進する。 (1) 食品ロスに関する意識の醸成 (2) 家庭での食品ロス削減の推進 (3) 事業系食品ロス削減の推進 (4) 未利用食品等の販売や再生利用 (5) 未利用食品等の循環による有効活用 (6) 食品ロスの認知度向上や削減に向けた積極的な情報発信 (7) 国及び北海道との連携 (8) 事業者や市民等との連携・協働	食品ロス削減のために必要な取組を整理し、 実施することで、本計画における各施策の推進 を効果的に図ることが期待できる。	市民、事業者、団体、行政などの各主体と連携し、食品ロス削減推進計画の中で掲げた取組を着実に進めるとともに、内容の評価・改善を継続的に行い食品ロスの削減に努める。	

【基本的な方向性】3 安全・安心な食の推進

■基本施策 6 安全な食材、食品の提供

主要事業(ア) クリーン農産物の生産拡大

<主な取組>Oクリーン農産物認証取得の推進 Oクリーン農産物販売拡大のためのPR活動の実施

主要事業(イ) 製造技術及び衛生管理技術の向上の推進

<主な取組>〇技術向上のための講習会の開催や講師の派遣 〇食品の依頼検査の実施

主要事業(ウ) 食品衛生監視指導の充実

<主な取組>〇食品営業施設、給食施設等の監視指導の実施 OHACCPに沿った衛生管理実施状況の評価 O食品収去検査の実施

No.	該当す る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月 間 の 取 収 組
27	3-6-(ア)	農業振興課	農・市民	クリーン生を販売拡大	参集型 オンライン型 その他	(1)クリーン農産物認証取得支援 (YES!cleanなど) (2)農業生産行程管理手法(GAP)導入支援 ・青果連GAPプロジェクトチームへの参加 (3)旭川産クリーン農産物PR活動 アインターネットなどを活用した 旭川野菜、YES!cleanのPR イ農業団体等のPR活動支援 ・市事業名:旭川産農産物PR支援事業 ・事業内容 関係団体等と連携した旭川産農産物のPRの 実施 ウ各種イベントへの積極的参加 エ出前講座(あさひかわの農産物と 地産地消)の実施 1回 18人 (4)農業センターによる残留農薬分析の実分析 31検体 ・残留農薬実態検証のためのサンプル検体 (5)有機転業業 ・有機農業を地づくり支援事業 ・オーガニックビレッジ宣言及び有機農業 ・オーガニックビレッジ宣言及び有機農業推進 に係る事業実施	参集型 オンライン その他	(1)クリーン農産物認証取得支援 (YES!cleanなど) (2)農業生産行程管理手法(GAP)導入支援 ・青果連GAPプロジェクトチームへの参加 (3)旭川産クリーン農産物PR活動 ア 広報誌, インターネットなどを活用した 旭川野菜, YES!cleanのPR イ 農業団体等が取り組む消費者等への PR活動: 旭川産農産物PR支援事業 ・事業内容 関係団体等と連携した旭川産農産物の PRの実施 ウ 各種イベントへの積極的参加 エ 地消) (4)農業センターによる残留農薬分析の実施 ・残留農 ・残留農業をもいるのサンプル分検 ・残留農業をもあるサンプル分検 (5)有機監業を ・有機農業をある機米をある。 ・1.6歳児健診での有機米提供(年1回) (7)有機農業拡大に係る農業機械等補助 3者	各種イベントへの参加、農業団体が実施する PR活動への支援を通じて、消費者に対する Yes!cleanなどの認証制度の普及の効果がある。 また、農業センターにおける残留農薬実態検 証により、その成果を活用し、生産者への効果がある。 を図り、クリーン農業の普及及び推進の効果がある。 なお、令和6年7月に大阪府泉大津市と全国初の遠隔地連携によるオーガニックビレッジある。 なお、有機農業など付加価値の高い農産物をし、有機農業など付加価値の高い農産物を中心に効果的なPR活動を実施することで、旭川産農産物全体の流通拡大を図るとともに、農産物の高付加価値化に向けた取組を進める。	引き続きPR活動などを支援することにより, 生産技術の向上や販売促進・消費拡大対策を実施し, 旭川産農産物の認知度向上, 差別化を推進し, 産地の取組や特色など産地の魅力を市民のみならず観光客等にも情報発信し, 旭川産農産物のブランドカ向上を図る。	
28	3-6-(1)	保健所 衛生検査課	市民事業者 団体	試験検査事業	その他	食品等の依頼検査の実施 (1)水質検査 222件 (2)食品検査 18件	その他	事業者等からの依頼により、食品等の検査を実 施する。	食品事業者の製造技術・衛生管理技術向上や、消費者の食の不安解消等に効果が期待できる。	食の安全・安心に対する消費者の関心は依然 として高く、今後も継続して実施する。	
29	3-6-(ウ)	保健所 衛生検査課	事業者	食品衛生指導事業	その他	「令和6年度旭川市食品衛生監視指導計画」に 基づき通年で実施 (1)食品営業施設・給食施設等の監視指導(随 時) (2)食品の収去(行政)検査(収去検体数169検 体)	その他	「令和7年度旭川市食品衛生監視指導計画」に 基づき通年で実施 (1)食品営業施設・給食施設等の監視指導 (2)食品の収去(行政)検査	地域の実情や、食品行政・食品業界の動向を 踏まえた、より効率的・効果的な計画の立案が 重要である。	食の安全・安心に対する消費者の関心は依然として高く、今後も継続して実施する。	

■基本施策 7 安全に関する知識や情報の提供

主要事業(ア) 食品管理等の知識の普及

<主な取組>〇食品衛生に関する講習会の開催や講師の派遣 〇食中毒予防等に関する情報提供

主要事業(イ) 食の安全に関する知識の普及

<主な取組>〇賞味期限と消費期限の違いや保存方法など、食品衛生に関する知識の普及 〇アレルギー表示等、個々の食選択に係る知識の普及

No.	該当す る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月間 の 取 組
	3-7-(ア) 3-7-(イ)	保健所 衛生検査課	市民 ・ 事業者 ・ 団体	食品衛生 講習会・食 品衛生関係 の情報提供	参集型 その他	(1)食品衛生講習会 食品関係事業者や教育関係者等からの依頼により食品衛生に関する講習会を実施(随時) 講習会実施回数 19回 受講者数 585人 (2)食品衛生関係の情報提供 ホームページ等により、食中毒予防・食品表示等に関する情報を提供(随時) 食中毒警報発令回数 17回	参集型 その他	頼により講習会を実施(随時) (2)食品衛生関係の情報提供 ホームページ等により、食中毒予防・食品表	食中毒予防については食品事業者のみならず一般消費者への知識啓発も重要であり、学校や地域住民からの依頼による講習会は、効果が期待できる。より効果的な普及啓発のためには、最新の知見や情報を、随時ホームページや講習会で提供する必要がある。	食の安全・安心は行政の取り組みだけでは成 し得ないことから,事業を継続する。	

【基本的な方向性】 4 地産地消を生かした食育の推進

■基本施策 8 地場農産物等の活用と情報提供

主要事業(ア) 地場農産物の地元消費拡大

<主な取組>〇旭川産米や旭川産野菜等の消費拡大のためのPR活動の実施 〇地場農産物直売支援や市内流通の拡大推進

主要事業(イ) 地場農産物の加工食品の開発と利用の促進

<主な取組>〇地場農産物を活用した商品開発の支援 〇高齢者など対象を特化した地場産物を活用した食品開発の支援及びPR活動の実施

主要事業(ウ) 地場農産物等の情報提供

<主な取組>〇イベント及びホームページ等を活用した情報提供 〇地場農産物等に関する講座等の開催

No.	該当す る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月間 の 取 組
31	4-8-(ア) 4-8-(ウ)	農業振興課	市民	旭川米・旭 川野菜の消 費拡大PR	参集型 オンライン型 その他	(1)旭川米生産流通協議会負担金 ・ゆめぴりかの周知宣伝及び消費拡大 (地元生産者による小学校でのお米に関する授業の実施) ・旭川産米ななつぼし「大雪山見て育ったの」のPR(「北の恵み食ベマルシェ2024」へ下國伸フードラボ出店を出店し、旭川産米のPRを実施) (2)出前講座 (3)「あさひかわの農産物と地産地消)の実施1回 18人 (3)「あさひかわの農産物と地産地消)の実施1回 18人 (3)「あさひかわ直売マップ」のHP掲載 (4)旭川産米及び米粉等消費拡大支援事業負担金 ・旭川産農産物PR事業の実施旭川産農産物PRに関する動画製作(4本) (5)さつまいも10株オーナー制度の実施49組 134人 ・苗植え、収穫体験及び料理教室の開催	参集型 オンライン型 その他	(1)旭川米生産流通協議会負担金 ・ゆめぴりかの周知宣伝及び消費拡大 ・旭川産米ななつぼし「大雪山見て育ったの」のPR (2)出前講座 (あさひかわの農産物と地産地消) (3)「あさひかわ直売マップ」のHP掲載 (4)旭川産米及び米粉等消費拡大支援事業 負担金 ・旭川産農産物PR事業の実施 あさひかわ食の応援隊活動に係る動画製作 (5)さつまいもオーナー制度の実施 ・苗植え、収穫体験及び料理教室の開催	米の宣伝及び消費拡大、市民の野菜の地産 地消への意識等に一定の効果が出ているもの と考えるが、旭川が米・野菜の産地であることに ついて市民の認識は十分とは言えず、今後の 効果的なPR・啓発が課題である。	旭川米, 旭川野菜の認知度・評価を高め, ブランドカ, 地産地消への意識の向上を図る。	
32	4-8-(イ) 1-1-(イ)	経済部 産業振興課	農業品工業者	食品産業支援費		地場農畜産物等を活用した加工食品の開発を促進するために、地域関係機関と連携した食品産業の支援体制を構築する「旭川食品産業支援センター」の運営に対し負担金を支出し、機能強化を図る。 (1)旭川食品産業支援センター運営費負担金商品開発支援、販路開拓支援、食品試験分析、セミナー開催等により市内の食品産業を支援する「旭川食品産業支援センター」の運営を支援し、市内食品産業に対する支援体制を構築する。 (2)スマイルケア食開発支援負担金高齢者や健康意識の高い層をターゲットに、農林水産省のスマイルケア食認証取得、セミナー、試作開発支援・各種相談等を行う。	参集型 オンライン型	析、セミナー開催等により市内の食品産業を支	支援センター」の運営を支援し、市内食品産業への支援体制を維持継続する。 なお、地場産品の認知度向上と食品加工業の 技術力向上については、継続した取組が必要で	ター」の運営に対し負担金を交付し、市内食品	

■基本施策 9 生産者と消費者の交流 主要事業(ア) 農業体験活動等の推進 <主な取組>○農業体験活動の推進 ○生産者と消費者の交流事業の実施 ○イベント等における生産者と消費者の交流の推進

No.	該当す る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月 間 の 取 和
33	4-9-(ア)	農政部 農政課	市民	旭川市民農業大学	参集型	農家のほ場で農作業体験を行うとともに研修や加工などを通じて広く食や旭川農業への理解を深める。 ・農作業体験(4~10月) ①米と野菜の複合コース 米や野菜の播種から収穫まで ②酪農コース 乳牛の世話, 牛舎作業, 乳製品加工等 ・バス研修(7月), 農村文化講座(10月), 収穫祭(11月), 農産加工実習(1月), クラス発表会(2月), 修了式, 入学式(3月) 学生数14人	参集型		市民の農業・農村・食への関心と理解を深めることができた。指導農業者の高齢化に伴い、新たな世代の指導農業者の確保が課題である。	農業・農村・食について,市民の理解を深めることを目的に,農業体験や農産物加工体験等を通じて,市民と農業者がともに農業に関して考えていく場を提供する。	
34	4-9-(ア)	農政部 農政課	児童	子ども農業 体験塾		小学4, 5, 6年生を対象として通年で農業体験の場を設け「食」や「農」、「いのち」について考える機会を提供する。 ・農作業体験(5月~10月)、収穫祭(11月)計7回, 塾生数25人	参集型	考える機会を提供する。 ・農作業体験(5月~10月), 収穫祭(11月)	農業体験を通じ、旭川農業や食、命の大切さについて、深く学ぶことのできる機会を提供できているが、近年、受入農家の高齢化に伴い、今後新たに受入農家として事業に協力してくれる農業者の確保が課題である。	子供たちの農業・農村に対する興味の喚起と 理解の向上を図るため、引き続き関係団体と 協力し円滑な事業実施に努め、充実した農業 体験の場を提供する。	
35	4-9-(ア)	農政部農政課		グリーン・ ツーリズム 推進事業	参集型 その他	(1)グリーン・ツーリズム施設認定 O件 (2)市内小中学校農作業体験事業の 実施7件(7校) ※ただし、旭川市民農業大学及び子ども農業 体験塾の取組を除く。 (3)グリーン・ツーリズムPR事業	参集型 その他	(1)グリーン・ソーリスム施設認定 1件 (2)市内小中学校農作業体験事業の 実施 9件(9校) (3)グリーン・ツーリズムPR事業	農業及び農村に対する市民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報を提供するとともに、農業者の自主的な努力の支援、農村と都市との交流促進に努めている。 今後は、農業者や関係部局等と連携しつつ、 農業者や市民のニーズ把握に努め、実態に即したより効果的な施策展開を図っていく。	今後とも、農業農村の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムによる都市と農村の交流を通じ、農業や農村に対する理解を促進する取組を進める。	
36	4-9-(ア) 1-2-(ア)	農政部農業センター	市民	農業センター農産加工体験会	参集型	農産加工体験 ・アイスクリーム作り体験(親子限定) 8月参加人数12名、1月参加人数12名 ・豆腐作り体験 12月参加人数8名、2月参加人数7名	参集型		農産加工室での農産加工品の試作体験を通して、農産物に対する理解を深めることができた。		

N	該当す . る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月間の取組	
3	4-9-(ア) 1-2-(ア) 1-2-(イ)		市民	食育関係講座等	参集型 オンライン型 その他	(1)食品加工体験 豆腐作り体験等 (幼児、小中学生、成人対象)~11事業 120人 (2)親子料理教室 料理等を親子で一緒に作り、食事をする。 (幼児・小中学生と保護者対象)~12事業 310人 (3)青少年料理教室 パンづくりなど (小中学生対象)~3事業 50人 (4)成人料理講座 一般市民等を対象とした料理教室など (成人対象)~16事業 150人 (5)食生活講座 生活習慣病を予防する食生活講座など~22 事業 350人	参集型 オンライン型 その他	(小中字生对象)~5事果 (A)战人料理議座		引き続き、体験事業や料理講座などを通じ、 食育の推進を図り、幅広い世代や市民のニー ズにあった学習の場を提供する。		

【基本的な方向性】5 関係者が連携した食育の推進

■基本施策 10 関係機関・団体・行政が連携した食育の推進

主要事業(ア) 関係機関・団体・行政のネットワークの充実 <主な取組>〇あさひかわ食育推進月間の実施 〇各種のイベントや事業を通じた連携の強化 〇情報共有の推進と意見交換の積極的な実施 〇食育ピクトグラムを活用した情報発信

No.	該当す る主要 事業	担当部署	対象	事業名	令和6年度 実施方法	令和6年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和7年度 実施予定 方法	令和7年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和7年度以降の考え方	月 間 の 取 組
38	5-10- (ア)	全部局 (健康推進課 (健康づくり担 当))		食育推進会議の開催	参集型	第4次食育推進計画に則った事業の実施に係る報告、連携及びより効果的な食育の推進についての実施方法の検討等を行う。また、旭川市食品ロス削減推進計画の進捗管理等についての情報共有を図る。開催回数:年2回(1回目7/8、2回目2/10)	参集型	第4次食育推進計画に則った事業の実施に係る報告、連携及びより効果的な食育の推進についての実施方法の検討等を行う。 開催予定回数:年2回(7月及び2月を予定)		第4次食育推進計画の進捗管理と基本的事 項の調査審議を行う。	
39	5-10-	全部局	関係団体 市民	関係機関・ 団体・行政 のネットワー クの充実	その他	各種のイベントや事業等を通じた連携の強化	その他	各種のイベントや事業等を通じた連携の強化	連携・協働した取組を意識した事業計画がなされ、効果的な事業展開が可能となっている。	今後も連携の強化に努める。	